

神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準

専修学校設置基準（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
<p>専修学校設置基準</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 専修学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。</p> <p>2 この省令で定める設置基準は、専修学校を設置するのに必要な最低の基準とする。</p> <p>3 専修学校は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、広く社会の要請に応じ、専修学校の目的を達成するため多様な分野にわたり組織的な教育を行うことをその使命とすることにかんがみ、常にその教育水準の維持向上に努めなければならない。</p>	<p>神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準</p> <p>第1章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号）第4条の規定に基づき神奈川県知事（以下「知事」という。）を所轄庁とする私立専修学校（以下「専修学校」という。）及び私立各種学校（以下「各種学校」という。）の設置認可については、原則として、専修学校については専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号、以下「設置基準」という。）に、各種学校については各種学校規程（昭和31年文部省令第31号、以下「規程」という。）によるものとし、その取扱いについてはこの基準に定めるところによる。</p> <p>第2章 専修学校</p> <p>（設置者等）</p> <p>第2条 専修学校の設置者は、教育機関としての公共性及び学校運営の安定性、継続性を確保するため、原則として、学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人を含む。）とする。</p> <p>2 学校法人以外の者が設置者になろうとする場合には、法令に基づく各種国家資格の養成施設としての指定を受け、又は受けることが確実と認められなければならない。</p> <p>3 専修学校の設置は、職業又は実際生活に必要な知識、技術を習得させる教育機関としてその必要性が特に認められるものであり、かつ、十分な生徒確保の見込みがなければならない。</p> <p>（生徒数）</p> <p>第3条 専修学校の総収容定員は、原則として80人以上とする。</p>

専修学校設置基準（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
<p>第2章 組織編制 (教育上の基本組織)</p> <p>第2条 専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程には、専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の基本となる組織（以下「基本組織」という。）を置くものとする。</p> <p>2 基本組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならない。</p> <p>(学科)</p> <p>第3条 基本組織には、専攻により1又は2以上の学科を置くものとする。</p> <p>2 前項の学科は、専修学校の教育を行うため適当な規模及び内容があると認められるものでなければならない。</p> <p>第4条 基本組織には、昼間において授業を行う学科（以下「昼間学科」という。）又は夜間その他特別な時間において授業を行う学科（以下「夜間等学科」という。）を置くことができる。</p> <p>(通信制の学科の設置)</p> <p>第5条 昼間学科又は夜間等学科を置く基本組織には、通信による教育を行う学科（当該基本組織に置かれる昼間学科又は夜間等学科と専攻分野を同じくするものに限る。以下「通信制の学科」という。）を置くことができる。</p> <p>2 通信制の学科は、通信による教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について置くことができる。</p> <p>(同時に授業を行う生徒)</p> <p>第6条 専修学校において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。</p> <p>第7条 専修学校において、教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒を合わせて授業を行うことができる。</p>	

専修学校設置基準（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
<p>第3章 教育課程等</p> <p>第1節 通則</p> <p>(授業科目)</p> <p>第8条 専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。</p> <p>2 専修学校の専門課程においては、高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。</p> <p>3 前項の専門課程の授業科目の開設に当たつては、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p> <p>4 専修学校の一般課程においては、その目的に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。</p> <p>(単位時間)</p> <p>第9条 専修学校の授業における1単位時間は、50分とすることを標準とする。</p> <p>(他の専修学校における授業科目の履修等)</p> <p>第10条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修を、当該高等課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。</p> <p>2 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。</p> <p>(専修学校以外の教育施設等における学修)</p> <p>第11条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目的履修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。</p> <p>2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす</p>	<p>第4条 設置基準第10条、第11条、第12条及び第15条にいう「専修学校の定めるところ」とは、当該専修学校の学則とする。</p> <p>2 設置基準第19条にいう「専修学校が定める授業時数」とは、当該専修学校の学則に定める授業時数とする。</p>

専修学校設置基準（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
<p>ことができる授業時数は、前条第1項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。</p> <p>3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。</p> <p>4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第2項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。</p> <p>5 第1項及び第2項の規定は、専修学校において、当該専修学校の高等課程に相当する教育を行つていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、前2項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行つていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、それぞれ準用する。</p> <p>(入学前の授業科目の履修等)</p> <p>第12条 専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該高等課程に入学する前に行つた専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修（第15条第1項及び第2項の規定により行つた授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該高等課程に入学する前に行つた前条第1項及び第5項に規定する学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。</p> <p>2 前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該高等課程において履修した授業時数以外のものについては、第10条第1項並びに前条第1項及び第5項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。</p> <p>3 専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行つた専修学校の専門課程における授業科目の</p>	

専修学校設置基準（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
<p>履修（第15条第1項及び第2項の規定により行つた授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行つた前条第3項及び第5項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。</p> <p>4 前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において履修した授業時数以外のものについては、第10条第2項並びに前条第3項及び第5項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。</p> <p>(授業の方法)</p> <p>第13条 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>2 前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち4分の3を超えないものとする。</p> <p>(昼夜開講制)</p> <p>第14条 専修学校は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。</p> <p>(科目等履修生等)</p> <p>第15条 専修学校は、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、当該専修学校において、1又は複数の授業科目を履修させることができる。</p> <p>2 専修学校の専門課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、学校教育法第133条第1項において準用する同法第105条に規定する特別の課程を履修させることができる。</p>	

専修学校設置基準（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
第2節 昼間学科及び夜間等学科の教育課程等 (昼間学科及び夜間等学科の授業時数)	
第16条 昼間学科の授業時数は、1年間にわたり800単位時間以上とする。 2 夜間等学科の授業時数は、1年間にわたり450単位時間以上とする。	
(昼間学科及び夜間等学科における全課程の修了要件)	
第17条 昼間学科における全課程の修了の要件は、800単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。 2 夜間等学科における全課程の修了の要件は、450単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数（当該授業時数が800単位時間を下回る場合にあつては、800単位時間）以上の授業科目を履修することとする。	
(授業時数の単位数への換算)	
第18条 専修学校の高等課程における生徒（第15条第1項の規定により授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）を含む。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、35単位時間をもつて1単位とする。	
第19条 専修学校の専門課程における生徒（科目等履修生及び第15条第2項の規定により特別の課程を履修する者その他の生徒以外の者（以下「科目等履修生等」という。）を含む。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、45時間の学修を必要とする内容の授業科目を1単位とすることを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行うものとする。	
(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて1単位とする。 (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもつて1単位とするとができる。	

専修学校設置基準（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
<p>2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。</p> <p>第3節 単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等 (単位制による昼間学科及び夜間等学科の授業時数)</p> <p>第20条 第16条第1項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則 第183条の2 第2項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下「単位制による学科」という。）のうち昼間学科であるものの1年間の授業時数は、800単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。</p> <p>(1) 高等課程又は一般課程 23単位 (2) 専門課程 30単位</p> <p>2 第16条第2項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものの1年間の授業時数は、450単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。</p> <p>(1) 高等課程又は一般課程 13単位 (2) 専門課程 17単位</p> <p>(多様な授業科目の開設等)</p> <p>第21条 単位制による学科を置く専修学校においては、専修学校における教育の機会に対する多様な要請にこたえ、当該専修学校の教育の目的に応じ、多様な授業科目の開設、複数の時間帯又は特定の時期における授業の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(単位の授与)</p> <p>第22条 単位制による学科においては、1の授業科目を履修した生徒（科目等履修生等を含む。）に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。</p> <p>(各授業科目の単位数)</p> <p>第23条 単位制による学科における各授業科目の単位数は、専</p>	

専修学校設置基準（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
<p>修学校において定めるものとする。</p> <p>2 高等課程又は一般課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たつては、35単位時間の授業をもつて1単位とする。</p> <p>3 専門課程における授業科目について、第1項の単位数を定めるに当たつては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。</p> <p>(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて1単位とする。</p> <p>(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもつて1単位とすることができる。</p> <p>(3) 1の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもつて1単位とする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p> <p>(履修科目の登録の上限)</p> <p>第24条 単位制による学科を置く専修学校は、生徒が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、単位制による学科における全課程の修了の要件として生徒が修得すべき単位数について、生徒が1年間又は1学期に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>(長期にわたる教育課程の履修)</p> <p>第25条 単位制による学科を置く専修学校は、専修学校の定めるところにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該単位制による学科の教育課程を履修し卒業することを希望する旨</p>	

専修学校設置基準（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。	
(単位制による学科を置く専修学校における科目等履修生等)	
第26条 単位制による学科を置く専修学校においては、科目等履修生等に対し、多様な教育の機会の確保について配慮するよう努めるものとする。	
(単位制による学科における全課程の修了要件)	
第27条 第17条第1項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数以上を修得することとする。	
(1) 高等課程又は一般課程 23単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数	
(2) 専門課程 30単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数	
2 第17条第2項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものにおける全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に掲げる単位数以上を修得することとする。	
(1) 高等課程又は一般課程 13単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が23単位を下回る場合にあつては、23単位）	
(2) 専門課程 17単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が30単位を下回る場合にあつては、30単位）	
(単位制による学科に係る読み替え)	
第28条 単位制による学科に係る第10条から第13条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第10条、第11条第1項及び第3項並びに第12条第1項及び第3項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第11条第2項及び第12条第2項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第11条第4項及び第12条第4項の規定中「前項により当該専門	

専修学校設置基準（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
<p>課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第12条第2項及び第4項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、同条第2項中「ものとする。」とあるのは「ものとする。ただし、高等課程の単位制による学科は、この限りでない。」と、第13条第2項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。</p>	
<p>第4節 通信制の学科の教育課程等 (通信制の学科の授業時数)</p> <p>第29条 通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、1年間にわたり120単位時間以上とする。</p>	
<p>(通信制の学科における授業の方法等)</p> <p>第30条 通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、又はその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供し、主としてこれらにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）と対面授業との併用により行うものとする。</p> <p>2 通信制の学科においては、前項に掲げる授業のほか、第13条第1項の方法による授業（以下「遠隔授業」という。）を加えて行うことができる。</p> <p>3 印刷教材等による授業の実施に当たつては、添削等による指導を併せ行うものとする。</p>	
<p>第31条 通信制の学科における授業は、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとする。</p> <p>(通信制の学科における添削等のための組織等)</p> <p>第32条 通信制の学科を置く専修学校は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。</p> <p>(主たる校地から遠く離れたつた場所に設けられる施設における指導の体制等)</p> <p>第33条 通信制の学科を置く専修学校は、主たる校地から遠く</p>	

専修学校設置基準（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
<p>隔たつた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合には、主たる校地において指導を行う教員組織との連携を図りつつ、当該施設における指導を適切に行うための体制を整えるものとする。この場合において、当該施設は、主たる校地の所在する都道府県の区域内に置かなければならない。</p> <p>(授業科目の開設等に関する規定の準用)</p> <p>第34条 第21条及び第24条から第26条までの規定は、通信制の学科を置く専修学校に、第22条及び第23条の規定は通信制の学科に準用する。</p>	
<p>(印刷教材等による授業科目の単位数)</p> <p>第35条 通信制の学科における印刷教材等による授業の授業科目について単位数を定めるに当たつては、前条において準用する第23条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める基準により単位数を計算するものとする。</p> <p>(1) 高等課程又は一般課程 35時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて1単位とする。</p> <p>(2) 専門課程 45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて1単位とする。</p>	
<p>第36条 1の授業科目について、印刷教材等による授業と対面授業又は遠隔授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、第34条において準用する第23条第2項及び第3項並びに前条に規定する基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとする。</p>	
<p>(通信制の学科における全課程の修了要件)</p> <p>第37条 通信制の学科における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1) 当該通信制の学科に修業年限の年数以上在学し、次のイ及びロに掲げる課程の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数以上を修得すること</p> <p>イ 高等課程又は一般課程 13単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が23単位を下回る場合にあつては、23単位）</p> <p>ロ 専門課程 17単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が30単位を下回</p>	

専修学校設置基準（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
<p>る場合にあつては、30単位）</p> <p>(2) 120単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の対面授業を履修すること</p> <p>(通信制の学科に係る読替え)</p> <p>第38条 通信制の学科に係る第10条から第13条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第10条、第11条第1項及び第3項並びに第12条第1項及び第3項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第11条第2項及び第12条第2項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第11条第4項及び第12条第4項の規定中「前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第12条第2項及び第4項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、同条第2項中「ものとする。」とあるのは「ものとする。ただし、高等課程の単位制による学科は、この限りでない。」と、第13条第2項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。</p>	
<p>第4章 教員</p> <p>(校長)</p> <p>第5条 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第129条第2項に規定する「教育、学術又は文化に関する業務に従事した者」とは、次に掲げる職又は業務の1又は2以上を通算して5年以上従事した者でなければならない。</p> <p>(1) 法第1条、第124条又は第134条第1項に規定する学校の長の職</p> <p>(2) 前号に掲げる学校の教員又は事務職員の職</p> <p>(3) 行政機関の教育、学術又は文化に関する業務</p> <p>(4) 国会又は地方公共団体の議会の教育、学術又は文化関係委員の職</p> <p>(5) 民間の教育、学術又は文化に関する団体の役員又は職員の職</p> <p>(6) 更生保護事業等の業務</p> <p>(7) 前各号と同等と認められる職又は業務</p>	

専修学校設置基準（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
<p>(昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数)</p> <p>第39条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校における教員の数は、別表第1に定める数以上とする。</p> <p>2 前項の教員の数の半数以上は、基幹教員（本務として当該専修学校における教育に従事する教員（専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。以下この条及び次条第四項において同じ。）又は一の分野に属する一若しくは二以上の学科の教育課程に係る授業科目を一年につき八単位以上担当する教員をいう。以下この条及び次条において同じ。）でなければならない。ただし、当該基幹教員の数は、三人を下回ることができない。</p> <p>3 前項の規定により置かなければならない基幹教員の数（以下この条において「必要基幹教員数」という。）の四分の三以上は、本務として当該専修学校における教育に従事する教員とする。</p> <p>4 必要基幹教員数に、本務として当該専修学校における教育に従事する教員として算入することができるのは、一の専修学校における一の分野についてのみとする。</p> <p>5 必要基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専修学校ごとに一の分野についてのみ算入するものとする。ただし、同一の専修学校における複数の分野において、それぞれ一年につき八単位以上の当該分野に属する一又は二以上の学科の教育課程に係る授業科目を担当する教員は、当該学科の属する分野のそれについて必要基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。</p> <p>(通信制の学科を置く専修学校の教員数)</p> <p>第40条 通信制の学科を置く専修学校における教員の数は、別表第1に定める数と別表第3に定める数とを合計した数以上とする。</p> <p>2 前項の教員の数の半数以上は基幹教員でなければならない。ただし、当該基幹教員の数は三人を下回ることができない。</p> <p>3 前項の規定により置かなければならない基幹教員の数（以下この条において「必要基幹教員数」という。）の四分の三以上は、本務として当該専修学校における教育に従事する教員とする。</p> <p>4 必要基幹教員数に、本務として当該専修学校における教育</p>	<p>(教員数)</p> <p>第6条 基幹教員の数は、おおむね収容定員40人につき1人以上とする。ただし、昼夜の学科を置く場合には、これらの学科において兼務とすることができる。</p> <p>2 別表第一備考2のイに規定する「昼間学科と夜間等学科とを併せて置く場合」の増員する教員数は、設置基準別表第一に規定する数に0.5を乗じて得た数（1未満の端数は切り上げる）とする。</p>

専修学校設置基準（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
<p>に従事する教員として算入することができるのは、一の専修学校における一の分野についてのみとする。</p> <p>5 必要基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専修学校ごとに一の分野についてのみ算入するものとする。ただし、同一の専修学校における複数の分野において、それぞれ一年につき八単位以上の当該分野に属する一又は二以上の学科の教育課程に係る授業科目を担当する教員は、当該学科の属する分野のそれについて必要基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。</p> <p>(教員の資格)</p> <p>第41条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して6年以上となる者</p> <p>(2) 学士の学位（学位規則（昭和28年文部省令第9号）第2条の2の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。次条第4号において同じ。）を有する者にあつては2年以上、短期大学士の学位（学位規則第5条の5に規定する短期大学士（専門職）の学位を含む。次条第3号において同じ。）又は準学士の称号を有する者にあつては4年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者</p> <p>(3) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において2年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者</p> <p>(4) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位を有する者</p> <p>(5) 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者</p> <p>(6) その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者</p> <p>第42条 専修学校の高等課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、</p>	

専修学校設置基準（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
技能等を有するものでなければならない。 (1) 前条各号のいずれかに掲げる者 (2) 専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して4年以上となる者 (3) 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者で、2年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者 (4) 学士の学位を有する者 (5) その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者	
第43条 専修学校の一般課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。	
(1) 前2条各号のいずれかに掲げる者 (2) 高等学校又は中等教育学校卒業後、4年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者 (3) その他前2号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者	
第5章 施設及び設備等 (位置及び環境)	<p>(職員)</p> <p>第7条 専修学校には、教員のほか事務職員を置くものとする。</p> <p>2 専修学校には、学校医を置くよう努めるものとする。</p>
第44条 専修学校の校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。	
(校地等)	(校地・校舎の自己所有等)
第45条 専修学校は、次条に定める校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。	第8条 校地その他必要な施設の用地（以下「校地等」という。）及び校舎その他必要な施設（以下「校舎等」という。）は、原則として自己所有とする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特別の事情があり、教育上支障がないことが確実に認められる場合には、自己所有であることを要しない。
2 専修学校は、前項の校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。	なお、複数の校舎を有する専修学校において、事務室及び過半の教室を有する校舎の建っている校地が自己所有である場合

専修学校設置基準（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
<p>(校舎等)</p> <p>第46条 専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。</p> <p>2 専修学校の校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。</p> <p>3 専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。</p>	<p>で、残りの校舎の建つ土地について公正証書による賃貸借契約の締結等により、20年以上の長期にわたり賃借できることが確実と認められる場合は、残りの校舎の建つ土地については、自己所有であることを要しない。</p> <p>(1) 借用部分が賃貸借契約の締結等により、20年以上の長期借用をできることが確実と認められる場合</p> <p>(2) 借用部分が国又は地方公共団体の所有で、長期借用が困難である場合であって、短期借用しなければならない相当の理由があると認められる場合</p> <p>2 前項各号に該当する場合において、借用後の各年度における賃借料と他の借入金に係る償還額（元利合計）の合計額が当該学校（設置の認可にあっては、修業年限相当年数経過後）の年間事業活動収入の2割以内であること。</p> <p>3 専修学校の教育研究上の目的を達成するうえで、やむを得ない理由があり、長期借用が困難な特別の事情がある場合は、短期借用とすることができる。</p> <p>4 校地・校舎等は、原則として、負担附きでないものとする。ただし、次の各号の全てを充たし、教育上及び学校運営上支障がないことが確実に認められる場合には、この限りでない。</p> <p>(1) 専修学校の施設、設備の取得及び建設のための負債に係る担保であること。</p> <p>(2) 日本私立学校振興・共済事業団若しくは確実な金融機関等が行う貸付による担保であること。</p> <p>(3) 前号の担保に関する適正な償還計画があり、当該担保が設置者の資産状況等からみて校地・校舎等を長期にわたり使用するうえで支障がないと認められること。</p> <p>(校舎の区分所有等)</p> <p>第9条 校舎は、原則として独立した建物でなければならない。ただし、第1号及び第2号を充たし、教育上支障がないことが確実と認められる場合には、独立の建物であることを要しない。</p> <p>(1) 区分所有とし、独立性を有していること。</p> <p>(2) 当該建物に学校教育環境にふさわしくないものが存在しないこと。</p> <p>2 前項第1号において「区分所有とし、独立性を有している」とは、第1号及び第2号を充たしている場合をいう。</p> <p>(1) 当該専修学校として使用する部分は、構造上独立したものであること。</p>

専修学校設置基準（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
	<p>(2) 専修学校と専修学校以外の施設を区分して使用する場合は、出入口及び当該専修学校に至る通路等が当該専修学校の専用であること。</p> <p>3 校舎等は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他法令が定める基準に適合し、学習上、保健衛生上及び管理運営上適切なものでなければならない。</p> <p>(教室等)</p> <p>第10条 校舎には、次の各号に掲げる施設を備えるものとする。ただし、やむを得ない事情があり、教育上支障がないと認められる場合は、第1号及び第2号の施設を除き、一つの施設をもって二つ以上に兼用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 講義室 (2) 保健室 (3) 教員室、事務室 (4) 演習室、実習室、図書室 <p>2 専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。</p>
(昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積)	(校舎の面積に係る特別の事情)
第47条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。	第11条 校舎の面積は、設置基準第47条本文及び第48条本文に定める面積以上とする。
<p>(1) 1の課程のみを置く専修学校で当該課程に1の分野についてのみ学科を置くもの 別表第2イの表により算定した面積</p> <p>(2) 1の課程のみを置く専修学校で当該課程に2以上の分野について学科を置くもの又は2若しくは3の課程を置く専修学校で、当該課程にそれぞれ1若しくは2以上の分野について学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積</p> <p>イ これらの課程ごとの分野のうち別表第2イの表第4欄の生徒総定員40人までの面積が最大となるいずれか1の分野について同表により算定した面積</p> <p>ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第2ロの表により算定した面積を合計した面積</p> <p>(通信制の学科を置く専修学校の校舎等)</p> <p>第48条 通信制の学科を置く専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、当該通信制の学科に係る第46条各項に規定する施</p>	<p>(教室の面積等)</p> <p>第12条 教室（講義室、演習室、実習室等）の面積は、設置基準第47条本文及び第48条本文で定める校舎の面積の5分の3以上でなければならない。</p> <p>2 講義室は、学級数と同数を確保するものとする。ただし、昼夜の課程がある場合は、学校運営上支障がない場合に限り、いずれか多い課程の学級数と同数を確保すれば足りる。</p> <p>3 講義室の1室あたりの面積は、同時に授業を行う生徒1人当たり1.5平方メートルを標準とする。</p> <p>なお、教室は原則として2方向の出入口を確保するものとする。</p>

専修学校設置基準（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
設を備えるほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。	
2 通信制の学科を置く専修学校の校舎の面積は、当該専修学校の昼間学科又は夜間等学科の校舎について前条の規定に準じて算定した面積と、当該専修学校の通信制の学科の校舎について次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とを合計した面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。	
(1) 1の課程に1の分野についてのみ通信制の学科を置くもの別表第4イの表により算定した面積	
(2) 1の課程に2以上の分野について通信制の学科を置くもの又は2若しくは3の課程にそれぞれ1若しくは2以上の分野について通信制の学科を置くもの 次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積	
イ これらの課程ごとの分野のうち別表第4イの表第4欄の生徒総定員80人までの面積が最大となるいずれか1の分野について同表により算定した面積	
ロ これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第4ロの表により算定した面積を合計した面積	
(設備)	(設備)
第49条 専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。	第13条 校具、教具、図書その他の設備は、原則として自己所有であり、かつ、負担附きでないものとする。ただし、複写機、情報機器等のように通常、賃貸借により使用するものについては、この限りでない。
第50条 夜間において授業を行う専修学校は、適当な照明設備を備えなければならない。	2 専修学校には、その規模に応じて必要な消火、防火及び避難設備を設けなければならない。
(他の学校等の施設及び設備の使用)	(他の学校等の施設及び設備の使用)
第51条 専修学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。	第14条 専修学校は、第10条第1項第1号から第3号の施設を除き、やむを得ない事情があり、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設を使用することができる。
(名称)	(名称)
第52条 専修学校の名称は、専修学校として適當であるとともに、当該専修学校の目的にふさわしいものでなければならぬ	第15条 専修学校は、法第1条に掲げる学校の名称及びそれに類似する名称又は研究機関に類似する名称を使用してはならぬ

専修学校設置基準（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
い。	<p>い。</p> <p>2 専修学校の名称は、当該専修学校の目的にふさわしい名称であり、かつ、県内の既存の認可学校と同一若しくは紛らわしいものであってはならない。</p> <p>(資金)</p> <p>第16条 新たに設置する専修学校の施設、設備の取得及び建設のための資金は、原則として全額設置しようとする者の自己資金とする。ただし、第1号から第4号をすべて充たし、学校運営上支障がないと認められる場合についてはこの限りでない。</p> <p>(1) 負債額は、設備の取得及び建設のための資金の4分の1以下であること。</p> <p>(2) 日本私立学校振興・共済事業団若しくは確実な金融機関等が行う貸付による負債であること。</p> <p>(3) 適正な償還計画があり、学校設置後の各償還額（元利合計）が年間事業活動収入の2割以内であること</p> <p>(4) 設置しようとする者の前受金を除く総負債額が総資産の4分の1以下であること。</p> <p>2 専修学校の設置者は、設置認可の申請時において、原則として開設年度の人件費相当額以上の資金を保有していなければならない。</p> <p>3 専修学校の設置者は、第8条第1項ただし書きの場合であつて、校地又は校舎のどちらか一方を自己所有としない場合には、設置認可の申請時において、原則として当該設置しようとする学校の開設年度の人件費相当額に加えて、当該借用とする校地又は校舎の開設年度を含め修業年限の賃借料相当額を保有していなければならない。</p> <p>4 専修学校の設置者は、第8条第1項ただし書きの場合であつて、校地及び校舎ともに自己所有としない場合には、設置認可の申請時において、原則として当該設置しようとする学校の開設年度を含め修業年限の経常経費相当額の資金を保有していなければならない。</p> <p>(開校の時期)</p> <p>第17条 専修学校の開校の時期は、原則として、4月又は10月とする。</p> <p>(設置計画書の提出等)</p> <p>第18条 専修学校を設置しようとする者は、学校設置認可申請書を提出する前に別に定める学校設置計画書を知事に提出し、そ</p>

専修学校設置基準（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
	<p>の承認を得るものとする。</p> <p>2 知事は、学校設置計画書を承認しようとする場合は、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>(広報活動)</p> <p>第19条 広報活動においての学校名、学科名等の表示は、計画承認又は認可された名称を使用しなければならない。また、教育内容、卒業後の各種資格の取得等に関して誤認のおそれのある表示を行ってはならない。</p> <p>2 広報活動は、次の各号に掲げるところに従い、学校設置計画承認後に行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新聞、雑誌、ポスター、チラシ、ダイレクトメール、ホームページ等の各種広報媒体による広報を実施する場合は「開校予定年月」及び「認可手続中」の旨の文言を十分に認識できるよう表示すること。 (2) 学校説明会、学校訪問等を実施する場合は「開校予定年月」及び「認可手続中」の旨、相手方へ正確に説明すること。 <p>3 課程を設置する場合の広報活動は「課程設置認可申請（計画）書」を知事に提出し、その承認を得た後に行うことができる。</p> <p>なお、知事は「課程設置認可申請（計画）書」を承認しようとする場合は、あらかじめ私立学校審議会に報告するものとする。</p> <p>広報活動を実施するにあたっては、前項第1号及び第2号を準用する。</p>

各種学校規程（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
各種学校規程 (趣旨) 第1条 各種学校に関し必要な事項は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令に規定するものほか、この省令の定めるところによる。	第3章 各種学校
(水準の維持、向上) 第2条 各種学校は、この省令に定めるところによることはもとより、その水準の維持、向上を図ることに努めなければならない。	
(修業期間) 第3条 各種学校の修業期間は、1年以上とする。ただし、簡易に修得することができる技術、技芸等の課程については、3月以上1年未満とすることができる。	(授業科目) 第20条 各種学校においては、その目的に応じた授業科目を開設しなければならない。
(授業時数) 第4条 各種学校の授業時数は、その修業期間が、1年以上の場合にあつては1年間にわたり680時間以上を基準として定めるものとし、1年未満の場合にあつてはその修業期間に応じて授業時数を減じて定めるものとする。	
(生徒数) 第5条 各種学校の収容定員は、教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して、適当な数を定めるものとする。 2 各種学校の同時に授業を行う生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。	
(入学資格の明示) 第6条 各種学校は、課程に応じ、一定の入学資格を定め、これを適當な方法によって明示しなければならない。	(入学資格の明示) 第21条 規程第6条にいう「適當な方法」とは、当該各種学校の学則とする。

各種学校規程（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
(校長) 第7条 各種学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する職又は業務に従事した者でなければならない。	(校長) 第22条 第5条の規定は、各種学校に準用する。この場合において、「法第129条第2項に規定する「教育、学術又は文化に関する業務に従事した者」」とあるのは「規程第7条に規定する「教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する職又は業務に従事した者」」と、「専修学校」とあるのは「各種学校」と読み替えるものとする。
(教員) 第8条 各種学校には、課程及び生徒数に応じて必要な数の教員を置かなければならない。ただし、3人を下ることができない。 2 各種学校の教員は、その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者でなければならない。 3 各種学校の教員は、つねに前項の知識、技術、技能等の向上に努めなければならない。	(教員) 第23条 規程第8条第1項に規定する「課程及び生徒数に応じて必要な数の教員」の教員数は、設置基準別表第一の一般課程欄に規定する数とする。 通常の時間の課程と同一の夜間課程を併せて置く場合は、設置基準別表第一に規定する数に0.5を乗じて得た数以上の教員を増員するものとする。 規程第8条第2項に定める「その担当する教科に関して専門的知識、技術、技能等を有する者」とは、設置基準第43条に規定する専修学校一般課程の教員資格を有する者とする。
(位置及び施設、設備) 第9条 各種学校の位置は、教育上及び保健衛生上適切な環境に定めなければならない。 2 各種学校には、その教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設、設備を備えなければならない。	(準用規定) 第24条 第2条、第3条、第7条から第19条の規定は、各種学校について準用する。この場合において、「専修学校」とあるのは「各種学校」と、第11条及び第12条中「設置基準第47条本文及び第48条本文に定める」とあるのは「規程第10条第1項本文に定める」と読み替えるものとする。
第10条 各種学校の校舎の面積は、115.70平方メートル以上とし、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.31平方メートル以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。 2 校舎には、教室、管理室、便所その他必要な施設を備えなければならない。 3 各種学校は、課程に応じ、実習場その他の必要な施設を備えなければならない。 4 各種学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができます。	

各種学校規程（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
<p>第11条 各種学校は、課程及び生徒数に応じ、必要な種類及び数の校具、教具、図書その他の設備を備えなければならない。</p> <p>2 前項の設備は、学習上有効適切なものであり、かつ、つねに補充し、改善されなければならない。</p> <p>3 夜間において授業を行う各種学校は、適當な照明設備を備えなければならない。</p>	
(名称)	
第12条 各種学校の名称は、各種学校として適當であるとともに、課程にふさわしいものでなければならない。	
(標示)	(標示)
第13条 各種学校は、設置の認可を受けたことを、公立の各種学校については都道府県教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事の定めるところにより標示することができる。	第25条 規程第13条の規定による標示は、各種学校の設置認可書の様式によるものとする。
(各種学校の経営)	
<p>第14条 各種学校の経営は、その設置者が学校教育以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区別して行われなければならない。</p> <p>2 各種学校の設置者が個人である場合には、教育に関する識見を有し、かつ、各種学校を経営するにふさわしい者でなければならない。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は、平成16年9月1日から施行する。</p> <p>2 神奈川県私立専修学校・各種学校設置認可取扱内規（平成7年7月25日神奈川県私立学校審議会了承）については平成16年8月31日をもって廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>2 ただし、第19条の規定は施行日以前に学校設置計画の承認を受けた学校にも適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は、平成18年7月19日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は、平成20年6月1日から施行する。</p> <p>2 この取扱基準は、学校の設置と併せて学校法人を新設する場合も適用する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は、平成25年9月5日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この取扱基準は、平成27年8月24日から施行する。</p>

各種学校規程（国）	神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準
	<p>附則</p> <p>1 この取扱基準は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>2 専修学校設置基準の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第5号）附則第2条又は第3条第1項の規定によりなお従前の例による場合における教員数の基準については、なお従前の例による。</p>